

事務連絡
令和4年1月27日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

抗原簡易キットの販売先について（その5）

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年1月14日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「1月5日事務連絡」という。）において、感染拡大時の濃厚接触者の取扱い等が示され、本日、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け（令和4年1月27日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「11月30日事務連絡」という。）において抗原定性検査キットの購入等に関するQ&Aが示されたところです。

今般、薬局が事業者等に対して検査に必要な抗原簡易キットを販売することについて、下記のとおり整理しましたので、御了知の上、貴管内関係業者等に周知方よろしく御配慮願います。

記

薬局に対して、1月5日事務連絡の別添「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出した事業者等への医療用抗原定性検査キットの販売については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の3第2項に規定する「正当な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、1月5日事務連絡又は11月30日事務連絡が改正された場合には、改正後の事務連絡に基づき、適宜読み替えて対応すること。